

はしがき

私たちは人権というものを、それ自身に遅れる形でしか手にすることができるない。常に未完の形でしか手にできていない。あるいは、人権に1つの形を与えることで、私たちは常にすでに人権そのものを裏切ってきた。しかし同時に、この人権の失敗と言うほかない事態ゆえにこそ、私たちは常に、人権とは何か、何でありうるかという問い合わせの再開を迫られている。——『人権の再問』と題された本巻に収められたすべての論考に通底しているのは、おそらくこのようなメッセージだろう。

*

*

*

第I部「現実から／現実を問い合わせる」では、さまざまな現実から人権の実像を問い合わせると同時に、人権という理念からその現実を批判的にとらえ直す。

第1章「グローバルな人権の課題」で、齊藤龍一郎は、WTO体制の下で製薬企業の知的財産権（特許権）が過度に保護されることによって、エイズ治療薬の価格が下がらず、その結果、全世界のHIV陽性者のうち、その圧倒的多くが暮らしている途上国では、治療薬入手できずに、多くの陽性者がまさに死の中に廃棄されてきたという現実に、私たちの目を向けさせる。齊藤は、その現実の打破に向けた、途上国におけるHIV陽性者たち自身の運動を紹介しつつ、「人権の普遍性」のために私たちが何をなすべきかを論じている。

第2章「障害と人権」では、金政玉が、日本の障害者運動の軌跡をふりかえりつつ、来るべき、しかし、いまだなき日本の障害者差別禁止法について論じる。その際に依拠すべき重要な原理の1つとして提示されるのが、障害についての「社会モデル」、すなわち、ある人の能力の制限や無能を、その人の身体的特徴（インペアメント）に帰属する「医療モデル」と異なり、その人を取り囲む特定ないし不特定の人びとの配慮の欠如に真の問題を見出し、事態を、障害者からの可能性剝奪（ディスアビリティ）としてとらえ直す考え方である。

第3章「老いをめぐる新たな人権の在り処」で、天田城介は、戦後日本の高齢者医療福祉制度をふりかえりながら、それがいかなる可能性を塞いできたかを描く。M・フーコーは、医療的実践がその管轄領域を常に拡大させていく「開かれた医療国家」について語ったが、天田によると、それは事態の半面しかとらえておらず、もう一方には、人権保障のあり方を医療へと（しかも高齢者のそれへと）限定していく「閉じられていく医療国家」の戦略が存在する。この閉じ込めに抗して、私たちは何をどう開いていくべきなのか。

第4章「セクシュアリティと人権」で、風間孝は、2002年に日本でおこった性教育冊子『思春期のためのラブ＆ボディBOOK』をめぐる論争と、近年いくつかの国でなされてきた同性婚をめぐる論争をとりあげながら、その論争の過程で、賛成派と反対派が互いに対立しつつも、セクシュアリティについて、ある同一の規範をともに強化していくメカニズムに注目する。風間は、そのような規範構築が周縁化し、排除するセクシュアリティのあり方をも肯定的に呼び込みうるような政治の地平を開こうとする。

第5章「貧困の犯罪化」では、西澤晃彦が、人権（生存権）保障の1つとしてなされているかに見える日本の生活保護制度において、実は「人（よい貧者）」と「人でなし（悪い貧者）」という分割線が常に引かれてきた、と指摘する。貧者の生存権は、貧者によって定義されるのではない。貧者以外の「人」によってなされるのであり、「人でなし」としての貧者は、そこで人として語ることを認められない。人権の装置が再生産してきた、この人間のあいだの非対称を乗り越える道はあるのか。

*

*

*

第II部「思想から／思想を問い直す」では、さまざまな思想が人権を、どのようなものとして構想してきたのか、また構想しうるのかを考えると同時に、人権という理念から逆に、その思想や論理に批判的検討を加える。

第6章「フェミニズムと人権」で、岡野八代は、ボスニア紛争下でクロアチア兵にレイプされたクロアチアの女性たち、また日本軍従軍〈慰安婦〉たちに、私たちの目を向けさせる。重要なのは、彼女たちの人権が深く侵害された

という事実のみならず、この経験をめぐる彼女たちの言葉そのものに権利が認められず、それらが沈黙と無関心の中に打ち捨てられてきたということである。岡野は、自然権思想の社会契約論への転化によって、何が見失われたかを問い合わせつつ、女性の権利を、自然権、すなわち、いまだなきものであるがゆえに、普遍的である権利として、語り直す可能性を示唆する。

第7章「国境と人権」で、杉田敦は、まず境界というものが、2つのものを分離すると同時に結合させるという両義性をそなえている点に注意を促す。人権は、これまで国民の権利として、すなわち境界をもつ国家に帰属する者の権利として（のみ）保障されてきたし、その保障のためには国家が必要だった。杉田によれば、境界をもつ国家は、今後も簡単には消滅しない。しかし、境界が結びつけるものもある以上、人権は、境界そのものを媒介としながら、それ自身を超える契機を秘めてもいるだろう。

第8章「保守主義と人権」で、宇野重規は、あえて「敵対者の視点に立つ」という役回りを引き受ける。すなわち、人権というものに批判的・懐疑的だったE・パークらの保守主義の思想を精査しながら、人権の論理にそなわる弱点を明るみにする。宇野の考察で秀逸なのは、フランス人権宣言等で掲げられた「自由」「平等」等の権利が、人びとを互いに分断するものでしかないと論じた初期のK・マルクスの思想と、保守主義の思想の同型性を析出した点だろう。人びとの分断ではなく、少なくともそれだけではなく、人びとを互いに結びつける人権を、いかにして構想すべきなのか。

第9章「生命倫理と人権」で、田中智彦は、2009年7月に大幅に改定された——というよりも解体された——日本の臓器移植法に批判的検討を加えながら、結局は多数決の暴力によって措定される生命法そのものを再帰的・批判的にとらえかえす別種の審級として、生命倫理があるはずだと説く。完全に罪のない人びとから権利を奪うことの方が、そうでない人びとから奪うのよりも一層、容易である、というH・アレントの指摘、すなわち「人権のアポリア」を参照しつつ、田中は、改定臓器移植法が、脳死と判定された人のみならず、植物状態と呼ばれる人、末期状態の患者、人工呼吸器によって生命を支えられている患者といった人びと、すなわち最も弱いがゆえに、その人権の保障が一

層、必要であるはずの人びとの生命の否定につながりかねない危険に注意を促す。

第10章「安全性の論理と人権」では、市野川容孝が、近年、日本でも強まりを見せている安全性という論理について、ヴァイマール憲法第48条がドイツでたどったナチズムまでの軌跡を歴史的にふりかえりつつ、安全性の危険という逆説を提示する。だが、それを1つの危険と認識するかぎりにおいて、私たちは、安全性の装置の内部に留まらざるをえない。問うべきこと、いや問ううることは、したがって、どのような安全性が求められるのかだが、この問い合わせ正しい立て方は、どの安全性か、ではなく、どれほど多様な安全性を気遣うことができるか、である。安全性の装置をめぐり、また人権をめぐり、これまでに引かれてきた多様な複数の線とは、どのようなものなのか。

*

*

*

本書が、読者の方々、一人ひとりによる「人権の再問」の一助になれば幸いである。

この場を借りて、本巻にご寄稿いただいた執筆者の方々、また編集にご尽力いただいた法律文化社の秋山泰氏と舟木和久氏に、編者として深く感謝申し上げたい。

2010年12月

市野川容孝